



(法令編)
No. 88
4月号

町課度会発行編集三重県総務

(つづっておくと便利です。)

○度会町条例第三号
度会町報酬および費用弁償等
に関する条例の一部を改正す
る条例

右公布する。
昭和四十三年三月二十九日

別表第一中

議会委員	議会議長	造林委員
固定資産評価審査委員会委員	五〇〇円	五〇〇円
固定資産評価補助員	五〇〇円	五〇〇円

議会委員	議会議長	山林委員
固定資産評価審査委員会委員	一〇、〇〇〇円	八〇〇円
固定資産評価補助員	八〇〇円	八〇〇円

に改め

同表に次の一項を加える。

一部を改正する条例：（条例第十四号）

一部を改正する条例：（条例第十五号）

一部を改正する条例：（条例第十二号）

一部を改正する条例：（条例第十号）

一部を改正する条例：（条例第八号）

一部を改正する条例：（条例第六号）

一部を改正する条例：（条例第七号）

一部を改正する条例：（条例第九号）

一部を改正する条例：（条例第十八号）

一部を改正する条例：（条例第十七号）

1 この条例は、昭和四十三年四月一日か
し、同日前に出発した旅行については、
なお、従前の例による。

の施行の日以後に出発する旅行から適用
する条例：（条例第十九号）

保育所嘱託医師	一日につき宿泊料	一日につき宿泊料
二五〇円	一夜につき料	一夜につき料
県内一、五〇〇円	県外二、〇〇〇円	県外二、〇〇〇円

年額	一日につき宿泊料	一日につき宿泊料
四〇〇円	一夜につき料	一夜につき料
県内二、五〇〇円	県外三、〇〇〇円	に改め

2 改正後の度会町報酬および費用弁償等
に関する条例第三条の規定は、この条例

度会町報酬および費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
度会町報酬および費用弁償等に関する條
例（昭和三十六年度会町条例第十号）の
一部を次のように改正する。

- 度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……（条例第十号）
- 度会町課設置条例の一部を改正する条例……（条例第十二号）
- 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例……（条例第十三号）
- 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……（条例第五号）
- 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……（条例第四号）
- 度会町職員の特殊勤務手当に関する条例……（条例第十六号）
- 度会町職員給与条例の一部を改正する条例……（条例第十七号）
- 度会町職員給与条例の一部を改正する条例……（条例第十八号）
- 度会町消防団員給与条例の一部を改正する条例……（条例第七号）
- 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……（条例第八号）
- 度会町特別会計条例の一部を改正する条例……（条例第九号）

○度会町条例第四号

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例（昭和三十四年度会町条例第二十五号）の一部を、次のように改正する。

○度会町条例第六号

度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

度会町職員の旅費に関する条例の一部
を改正する条例

宿泊料（一夜につき）	当 日 (一 日) に つ き)
甲 地方	乙 地方
一、七〇〇円	一、四〇〇円

三〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	宿泊料 (一夜につき)
甲	地方	乙	地方
三〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	に改め る。

○度会町条例第七号

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
改正後の度会町職員の旅費に関する各
度会町条例第七号

度会町消防団員給与条例の一部を改正する条例
度会町消防団員給与条例（昭和三十一年度会町条例第十一号）の一部を次のように
改正する。

第二條由

度会町消防団員給与条例の一部を改正する条例
右公布する。

する条例
度会町消防団員給与条例（昭和三十一年
度会町条例第十一号）の一部を次のように
改正する。

○度会町条例第五号

度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

この条例は、昭和四十三年四月一日から

度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する

(育児手当金)

第九条 被保険者が出産した場合においてその出生児を育てたときは、育児手当金として出生の日から算して引き続き六カ月間育児期間一ヶ月につき、三百円を支給する。ただしその期間が一ヶ月に満たないときは、一ヶ月とする。

附 則
この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第十四号

度会町学校給食員の給与に関する条例の一
部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

度会町学校給食員の給与に関する条例の一
部を改正する条例

例

第二条第一項中「通勤手当」の次に「
暫定手当」を加え、同条第二項中「扶養手
当」の次に「
暫定手当」を加え、同条第三項中「扶養手
当」の次に「
暫定手当」を加える。
第三条中「通勤手当」の次に「
暫定手当」を加える。

第三条中「通勤手当」の次に「
暫定手
当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四
十三年一月一日から適用する。

○度会町条例第十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

右公布する。
昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償に関する条例の一部を改正す
る条例

例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償に関する条例（昭和四十二年度会町
条例第三十一号）の一部を次のように改正
する。

第二条第三号中「学校薬剤師等」を「學
校薬剤師」に改める。

第三条第二項中「認定される」を「認め
られる」に改める。

第七条中「行ない又は」を「行ない、又
は」に改める。

第十二条第三号中「若しくは」を「又は」
に改め、同例第三項中「つづき次の」を「つ
き、次の」に改める。

第十三条中「ときは消滅する」を「とき
は、消滅する」に改め、同条第六号中「と
きを除く。」を「ときを除く。」に改
める。

第二条第一項中「扶養手当」の次に「
暫定手当」を加え、同条第二項中「扶養手
当」の次に「
暫定手当」を加え、同条第三項中「扶養手
当」の次に「
暫定手当」を加える。

第三条中「扶養手当」の次に「
暫定手当」を加える。

第三条中「通勤手当」の次に「
暫定手
当」を加える。

この条例は、公布の日から施行し、昭和四
十三年一月一日から適用する。

時金が支給された月後最初の遺族年金の支
払期日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四
十二年十二月一日から適用する。

特殊勤務手当

手当

第三条 滞納整理事務に従事する職員の特
殊勤務手当は、正規の勤務時間外に滞納
整理事務に従事したものに対して支給す
る。

2 前項に規定する手当の額は、従事した
日一日につき二百円をこえない範囲内に
おいて規則で定める。

（伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤
務手当）

第四条 伝染病防疫作業に従事する職員の
特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する
職員が伝染病が発生し、または発生する
おそれがある場合において、伝染病患者
若しくは伝染病の疑のある患者の救護若
しくは伝染病菌の附着した物件若しくは
附着の危険がある物件の処理作業に従事
したときは伝染病菌を有する家畜若
しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に
対する防疫作業に従事したときに支給す
る。

第五条 この条例の施行に関し必要な事項
は、規則で定める。

（特殊勤務手当の種類）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和
二十五年法律第二百六十一号）第二十四
条第一項の規定に基づき、職員の特殊勤
務手当に関する事項を定めることを目的
とする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、
不健康または困難な勤務その他著しく特
殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と
し、かつその特殊性を給料で考慮するこ
とが適当でないと認められるものに従事
する職員に対し、その勤務の特殊性に応
じて支給するものとする。

（特殊勤務手当の種類）

2 前項に規定する手当の額は、従事した
日一日につき二百円をこえない範囲内に
おいて規則で定める。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項
は、規則で定める。

（特殊勤務手当の種類）

1 この条例は公布の日から施行し昭和四
十一年一月一日から適用する。

2 昭和四十二年十二月三十一日前に給与
事由の生じた特殊勤務手当の支給につい
ては、この条例は、公布の日から施行し昭和四
十一年一月一日から適用する。

（滯納整理事務に従事する職員の特殊
勤務手当）

二 伝染病防疫作業に従事する職員の特
殊勤務手当

中「一時金が支給された月の翌月」を「一

